

令和 8 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 北3条線（西18丁目線～西21丁目線間）交差点予備検討業務

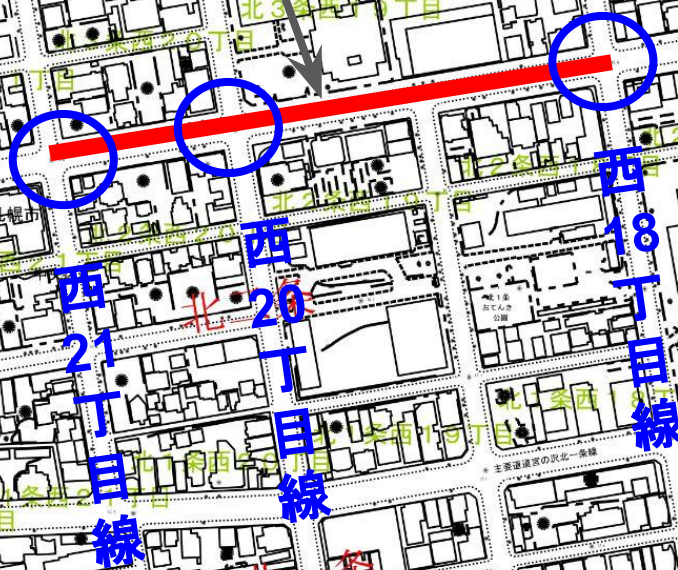
令和 8 年 8 月 単価適用

建設局土木部道路課計画一係

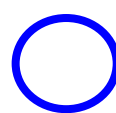
位置図

北3条線(西18丁目線～西21丁目線間)
交差点予備検討業務

北3条線 路線測量L=0.39km



凡例



交通量調査
交差点予備設計

業務説明書

1. 概要

交通量調査 一式
路線測量 一式
交差点予備設計 一式
(個人情報取扱業務)

2. 場所 札幌市中央区北 3 条西18丁目ほか

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和 9年 3月 4日までとする。

4. 図面 なし

5. 仕様書 「道路構造令」「札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例」「道路土工要綱」「札幌市土木設計業務共通仕様書」「札幌市土木工事共通仕様書」「札幌市土木工事標準設計図集」「歩道施工ガイドライン（札幌市発行）」「道路設計要領（北海道）」その他関連仕様書、要領及び指針による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

()	業務名	北3条線（西18丁目線～西21丁目線間）交差点予備検討業務
-----	-----	-------------------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額（円）
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

(北3条線(西18丁目線～西21丁目線間)交差点予備検討業務)

1 業務目的

本業務は、北3条線のうち西18丁目線から西21丁目線までの3箇所の十字交差点について、路線測量等の成果を基に交差点予備設計を行うものである。

2 業務内容

1) 交通量調査

詳細の実施方法については、「札幌市一般交通量調査標準実施要領」によるものとする。また、合わせて、所定の様式に調査データを入力し、チェックすることとする。

ア) 交通量調査

別紙に記載の調査地点において、平休日昼間12時間(朝7時～夕方19時)の時間帯別・方向別・車種別・歩行者の交通量について、調査員を配置し、交通量調査を行う。

イ) 渋滞・滞留長調査

別紙に記載の調査地点において、平休日昼間12時間(朝7時～夕方19時)、実施することとする。

2) 測量

設計を実施するにあたり、必要な測量を行う。

ア) 基準点測量 1式

イ) 路線測量 1式

ウ) 用地測量 1式

3) 平面交差点予備設計

ア) 設計計画

業務目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目の内容を記載した業務計画書を作成する。

①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤打合せ計画、⑥成果品の品質を確保するための計画、⑦成果品の内容・部数、⑧使用する主な図書及び基準、⑨連絡体制(緊急時含む)、⑩使用する主な機器、⑪照査計画、⑫その他

イ) 現地踏査

設計図書に基づいた設計範囲における現道状況、現況現示、用排水路及び系統、沿道状況等の把握、確認を行う。

ウ) 平面・縦断設計

既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を計画する。

エ) 横断設計

実測横断図を用い、道路の横断構成等を設計する。

オ) 交差点容量・路面表示

交差点容量は、設計図書に基づき与えられた交通量(時間別・方向別)に対し最適現示及び飽和度を計算する。路面表示については変速車線部、右左折部の矢

印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行う。

カ) 設計図

以下の設計図面を作成する。

- 1) 交差点位置図 市販地図に設計する交差点の位置、コントロールとなる地物情報等を記入する。
- 2) 平面図 平面設計に基づいて交差点部の滞留長、変速車線部、右左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。
- 3) 縦断図 縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び交差道路、道路横断構造物を記入する。
- 4) 標準横断図 本線部、滞留車線、摺付車線部などについて作成する。
- 5) 横断図 横断設計に基づいて、縦断図と同一点及び本線、変速車線、滞留車線、摺付車線部などについて作成する。

キ) 関連機関との協議資料作成

設計図書に基づき、関連機関との協議用資料・説明用資料の作成を行う。

ク) 数量計算

数量計算は「土木工事数量算出要領（案）」により行うものとし、算出した結果は工種別、区間別にまとめる。

ケ) 概算工事費

比較案それぞれに対し、数量計算により算出された概略数量を基に概算工事費を算定する。なお、概算用地補償費の算定も併せて行うものとする。

コ) 照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

- ①基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ②設計条件および現地条件など、基本事項の整理が終了した段階での照査。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- ③設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ④設計図・概算工事費の適切性及び整合性に着目して照査を行う。

サ) 報告書作成

業務の成果として、設計図面、数量計算書、報告書等を作成する。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成する。

- 1 設計条件、②計画の経緯、③現示、飽和度の設計、④その他留意事項

3 打合せ

打合せ協議は以下の回数を予定する。なお、主任設計者は全ての打合せに出席すること。

業務着手時、成果品納品時、中間（5回）。

4 成果品

- (1) 本業務は電子納品対象工事とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】」に基づいて行うものとする。
- (2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子デー

タを提出する義務はないが、「手引き」の解釈に疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

- (3) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前に電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認したうえで提出すること。

5 貸与資料

本業務にあたり、過年度に実施した、下記の業務成果品を貸与する予定である。

「令和7年度施行 北3条線ほか交通量調査業務」

※この他、必要な資料については、担当職員と協議すること

6 特記事項

- (1) 「札幌市設計業務等積算基準」を準用することとし、諸経費率等は「第2編 測量業務積算基準」に則るものとする。
- (2) 「札幌市一般交通量調査標準実施要領」は建設局土木部道路課窓口で閲覧可能である。
- (3) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、 「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
 - 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
 - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
 - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第

三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第13条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第14条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第15条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第16条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第17条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。